

## 侵害コンテンツのダウンロード違法化等に係る制度設計・論点（案）

1. 「侵害コンテンツのダウンロード違法化」に関し、パブリックコメントの結果等を踏まえ、本年2月時点の文化庁当初案に、少なくとも下記の3点の措置を追加的に講ずる（条文イメージは別紙参照）。

(1) 改正案の附則に、普及啓発・教育等や運用上の配慮、施行状況のフォローアップについての規定を追加する。

⇒ パブリックコメントにおいて多く・強く示された懸念事項（i）（適法・違法の判断が困難）、（vi）（権利者が問題視していない場合でも違法となる）及び（vii）（濫用的な権利行使・刑事罰の運用の不当な拡大がされる）の解消に資する。

＜附則に規定を追加する事項の概要＞

- ① 国民に対する普及啓発、学校等における教育の充実
- ② 関係事業者による措置（適法サイトへのマークの付与など）
- ③ インターネットによる情報収集等が不当に制限されないような運用上の配慮（刑事罰の運用の不当な拡大防止など）
- ④ 施行後1年を目途した施行状況のフォローアップ

(2) 写り込みに関する権利制限規定（第30条の2）を拡充することで、スクリーンショットを行う際に違法画像等が入り込むことを適法にする。

⇒ パブリックコメントにおいて多く・強く示された懸念事項（ii）（スクリーンショットに違法画像等が入り込む場合が違法となる）の解消に資する。保存した画像を外部に出して使用する場合も想定されるため、私的使用に限定されない規定による対応が望ましいものと考えられる。

(3) 「軽微なもの」を違法化対象から除外することで、数十ページで構成される漫画の1コマなど、一部分だけの軽微なダウンロードを適法にする。

⇒ パブリックコメントにおいて多く・強く示された懸念事項（iii）（ごく一部の軽微なダウンロードでも違法になる）の解消に資する。

2. 「侵害コンテンツのダウンロード違法化」に関し、パブリックコメントにおいて追加的に講ずべきものとして提案のあった以下の措置等については、①海賊版対策としての実効性に与える影響と、②国民の正当な情報収集等とに与える影響の両面を考慮しつつ、導入の可否等について検討を行う。

※ 下記のうち、複数の要件（特に、（１）～（３）や（１）（２）（８））をセットで追加すべきとの提案も見られた。

### 【民事・刑事共通で要件追加・対象範囲の限定を行うべきとの提案】

（１）「原作のまま」という要件を追加する（二次創作作品・パロディなどのダウンロードを対象から除外する）。

（※）刑事については、既に「第二十八条に規定する権利を除く」と規定することにより、二次創作作品・パロディなどのダウンロードは対象から除外されている。

（２）「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」に限定する。

（３）著作物の全部又は相当部分を（丸ごと）ダウンロードする場合に限定する。

（４）いわゆる「海賊版サイト」などからのダウンロードに限定する。

（５）違法ダウンロードにより不当に利益を上げている場合に限定する。

（※）その他、①正当な目的（裁判の証拠収集・研究など）でダウンロードを行う場合を除外すべき、②商用利用を目的としてダウンロードを行う場合に限定すべき、との意見もあるが、そのような目的でダウンロードを行うのは私的使用目的の複製とは言い難く、著作権法第30条の射程外だと考えられる（①は別の権利制限規定の適用等を検討すべきもの）。

### 【民事について要件追加・対象範囲の限定を行うべきとの提案】

（６）民事においても有償で提供・提示される著作物に限定する。

（※）刑事については、既に有償で提供・提示される著作物に限定されている。

（７）民事においても反復・継続してダウンロードを行う場合に限定する。

（※）刑事については、既に反復・継続してダウンロードを行う場合に限定されている。

## 【刑事について要件追加・対象範囲の限定等を行うべきとの提案】

(8) 「当該有償著作物等の提供又は提示により著作権者等の得ることが見込まれる利益が不当に害されることとなる」場合に限定する。

(※) 現行法上、外国レコードの還流防止措置（第113条第6項）や著作権等侵害罪の一部の非親告罪化（第123条第2項）において同様の要件が用いられている。ただし、これらは、いずれも頒布・譲渡・公衆送信という形で広く外部提供を行う場合（又はその目的をもって複製・所持を行う場合）に用いられている規定である。

(9) 著作物の全部又は相当部分を（丸ごと）ダウンロードする場合に限定する。

(10) 警察等が違反者に対して事前に警告を行うことを要件とする。

(11) 違法ダウンロードにより不当に利益を上げている場合に限定する。

(12) 刑事罰自体を科さないこととする（まずは、民事措置のみを行う）。

(※) その他、「自動公衆送信の用に供する目的で」という要件を追加すべきとの意見もあるが、そのような拡散目的でダウンロードを行うのは私的使用目的の複製とは言い難く、著作権法第30条の射程外（現行法上も違法・刑事罰の対象）だと考えられる。

### 3. 「侵害コンテンツのダウンロード違法化」に関し、その他、パブリックコメントにおいて指摘のあった以下の事項について検討を行う。

#### (ア) 対象著作物の範囲

- ・ 対象著作物をマンガ・アニメなどに限定すべきという意見があるが、どのように考えるか。

#### (イ) 主観要件の取扱い

- ・ 確定的な違法性の認識を要件とすることで、①様々なことを口実に違法・刑事罰の対象とならないとの主張・行動を誘発する可能性があり、海賊版対策の実効性を大きく損なう、②ユーザーの知識・能力によって取扱いが異なるのは不合理（著作権法に関する知識があるほど不利になる）、という意見もあるが、どのように考えるか。

- ・ 確定的な違法性の認識を要件としない場合、ユーザーに不測の不利益を与えることにならないか。どのような主観要件を設定することが望ましいか。

#### 4. 「リーチサイト対策」に関し、パブリックコメントにおいて指摘のあった以下の課題について検討を行う。

##### (ア) リーチサイトの定義及び対象範囲

- ・ ①引用の要件を満たさないニュースまとめサイトのリンク集, ②剽窃論文のリンク集, ③素材をライセンス違反して利用しているスライドのリンク集, ④ライセンス違反のソフトウェアをダウンロードできるリンク集, ⑤アニメアイコンのSNSアカウントのリンク集など, 海賊版対策と直接関係しないものが「リーチサイト」に該当しないかどうか(※)。

該当しないという場合、それをどのような形で明確化するか。そのほか、運用上配慮すべき観点などはあるか。

(※) リーチサイトは「(前略) 公衆を侵害著作物等に殊更に誘導するもの(後略)」及び「(前略) 主として公衆による侵害著作物等の利用のために用いられるもの(後略)」と定義されている。引用の要件を満たさない記事や剽窃論文などについては、不適切な引用部分・剽窃部分などが「侵害著作物等」と評価されるものと解されるどころ、著作物全体へのリンクが貼られている場合など、その「侵害著作物等」の部分に殊更に誘導したり、主としてその部分の利用のために用いられるものと認められない場合であれば、規制対象とはならないと考えられる。

また、不適切な事例を適示(告発)する目的でリンクが貼られている場合など、リンク先の著作物の利用を積極的に促しているとは認められない場合なども規制対象とはならないと考えられる。

- ・ ①「原作のまま」「まるごと」「権利者の利益を不当に害するもの」という要件を付すべき, ②対象著作物をマンガ・アニメ・ゲーム・雑誌や有償のものに限定すべき, ③運営者が広告収入など利益を得る目的で侵害を促進している場合に限定すべきなどの意見があるが、どのように考えるか。

##### (イ) 刑事罰

- ・ リーチサイト運営行為に対する刑事罰を「非親告罪」としていることについて多くの懸念が示されているが、「非親告罪」という取扱いは妥当か(※)。仮に「親告罪」にした場合、実務上、何か問題が生じるか。

(※) 例えば、特定の者の著作権を侵害するコンテンツのみのリンク集(社会的法益侵害とは言い難い)などもあり得ることをどう考えるか。

- ・ 刑事罰自体を科すべきでない，事前の警告を与えるなどしてもなお反復・継続して行為が行われる場合などに限定すべきという意見もあるが，どのように考えるか。

#### (ウ) プラットフォーム・サービス提供者の取扱い

- ・ 自ら直接的にリーチサイト運営行為やリーチアプリ提供行為を行っていない，いわゆるプラットフォーム・サービスの提供者等には，基本的に今回の規制が及ぶものではないという理解で良いか。
- ・ その点について，悪質な業者の潜脱行為を招かないような形で，条文上明確化することは可能か。例えば，リーチサイト運営行為やリーチアプリ提供行為の「機会を提供したに過ぎない者」を対象から除く旨を明記することが考えられるが，どうか。

#### (エ) 投稿型サイトの取扱い

- ・ 第113条第2項第1号口の「・・主として公衆による侵害著作物等の利用のために用いられるもの」については，規定上，サイト設置者が積極的な関与をしていない（故意がない）場合も想定され得るところ，この定義の解釈次第では，リスクをきらって投稿型サイトの設置自体が忌避されることなども懸念されるという意見があるが，どのように考えるか。
- ・ 少なくとも，同号口では，同号イ（「・・公衆を侵害著作物等に殊更に誘導するもの」）と同様の法益侵害を生じさせる悪質なものを想定しており，一般的な投稿型サイトのようなものに規制が及ぶものではないという理解で良いか。

(※) 当然ながら，故意がない場合，刑事罰の対象とはならない。また，第113条第3項（民事）は，厳格な要件の下，権利者がサイト運営者に対して個々の侵害コンテンツへのリンクを削除するよう求めた場合におけるサイト運営者の削除義務を法的に裏付けるものである。具体的には，サイト運営者が，①リンク提供の事実を現に知っており，かつ，②そのリンク先のコンテンツが侵害コンテンツであることについて故意・過失がある場合において，③リンクを削除できるにも関わらず削除せず放置する行為（サイト運営者をリンク提供者と同視できるような悪質な場合）のみが規制対象となっており，サイト運営者に積極的な監視義務を課すものではない。

#### (オ) リンク提供者等に係る主観要件の取扱い

- ・ リンク先が侵害コンテンツであることについて過失がある場合も規制対象（民事）としていることは妥当か。

(※) 当然ながら，故意がない場合（過失の場合），刑事罰の対象とはならない。

## 上記1. の措置に関する条文イメージ

※法制局審査の過程において修正されることがあり得ることに留意が必要

### (1) 附則への規定の追加

#### (国民に対する啓発等)

第〇条 国及び地方公共団体は、国民が、私的使用（中略）の目的をもって、特定侵害複製（中略）を、特定侵害複製であることを知りながら行って著作権又は著作隣接権を侵害する行為（以下「特定侵害行為」という。）の防止の重要性に対する理解を深めることができるよう、特定侵害行為の防止に関する啓発その他の必要な措置を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、未成年者があらゆる機会を通じて特定侵害行為の防止の重要性に対する理解を深めることができるよう、学校その他の様々な場を通じて特定侵害行為の防止に関する教育の充実を図らなければならない。

#### (関係事業者の措置)

第〇条 著作物又は著作権法第百二条第二項に規定する実演等（著作権又は著作隣接権の目的となっているものに限る。）を公衆に提供し、又は提示する事業者は、特定侵害行為を防止するための措置を講じるよう努めなければならない。

#### (運用上の配慮)

第〇条 新著作権法第百十九条第三項の規定の運用に当たっては、インターネットによる情報の収集その他のインターネットを利用して行う行為が不当に制限されることのないよう配慮しなければならない。

#### (検討)

第〇条 政府は、この法律の施行後一年を目途として、新著作権法第三十条第一項第三号及び第百十九条第三項の規定の施行の状況を勘案し、これらの規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

## (2) 写り込みに係る権利制限規定の拡充

本件については、文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会における「中間まとめ」のパブリックコメント中であるため、現時点で条文案は作成していないが、下記の現行規定中、下線部分を中心に改正を行う（①対象行為の拡大、②著作物創作要件の廃止、③分離困難性要件の廃止）ことが想定される。

（付随対象著作物の利用）

第三十条の二 ①写真の撮影、録音又は録画（以下この項において「写真の撮影等」という。）の方法によつて②著作物を創作するに当たつて、当該著作物（以下この条において「写真等著作物」という。）に係る写真の撮影等の対象とする事物又は音から③分離することが困難であるため付随して対象となる事物又は音に係る他の著作物（当該写真等著作物における軽微な構成部分となるものに限る。以下この条において「付随対象著作物」という。）は、当該創作に伴つて複製することができる。ただし、当該付随対象著作物の種類及び用途並びに当該複製の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

2 （略）

## (3) 「軽微なもの」を違法化対象から除外 ※赤字が追加要件

【民事措置】

（私的使用のための複製）

第三十条 著作権の目的となつている著作物（以下この款において単に「著作物」という。）は、個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用すること（以下「私的使用」という。）を目的とするときは、次に掲げる場合を除き、その使用する者が複製することができる。

一・二 （略）

三 著作権を侵害する自動公衆送信（国外で行われる自動公衆送信であつて、国内で行われたとしたならば著作権の侵害となるべきものを含む。）を受信して行うデジタル方式の複製（・・に照らし軽微なものを除く。以下この号及び次項において「特定侵害複製」という。）を、特定侵害複製であることを知りながら行う場合

2・3 （略）

## 【刑事罰】

### 第百十九条 （略）

#### 2 （略）

3 第三十条第一項に定める私的使用の目的をもつて、著作物又は実演等（著作権又は著作隣接権の目的となつているものに限る。）であつて有償で公衆に提供され、又は提示されているもの（その提供又は提示が著作権又は著作隣接権を侵害しないものに限る。）の著作権（第二十八条に規定する権利を除く。以下この条において同じ。）を侵害する自動公衆送信又は著作隣接権を侵害する送信可能化に係る自動公衆送信（国外で行われる自動公衆送信であつて、国内で行われたとしたならば著作権の侵害となるべきもの又は著作隣接権の侵害となるべき送信可能化に係るものを含む。）を受信して行うデジタル方式の複製（・・・に照らし軽微なものを除く。以下この条において「有償著作物等特定侵害複製」という。）を、自ら有償著作物等特定侵害複製であることを知りながら行つて著作権又は著作隣接権を侵害する行為を継続的に又は反復して行つた者は、二年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。